

四日市市選管告示第15号

平成30年11月21日執行の三重用水土地改良区総代選挙における土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）の規定による選挙長の行う告示は、各選挙区の区域の市役所または町役場の掲示場に掲示して公示するものとする。

平成30年11月14日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

（選挙管理委員会事務局）